

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「総則」・「条例」条文案

全体意見

- ・分かりやすい言葉で。子どもも読めるような文章で（児童へ副読本の発刊？）。子どもたちに意識付けすることで、子どもも市民の一部だと感じることになる。
- ・行政側も町民側もこの条例の内容を義務（責務）として認識してほしい。
行政側は毎年自治基本条例の研修を行うものとする。
- ・人任せにしない。
- ・漢字（行政用語）はもちろんのこと、英語、外来語も脚注を入れてほしい。

大項目：総則

■目的

審議会意見	<ul style="list-style-type: none"> ○自治の確立と豊かな地域社会を創造することを目的とします。は必要だが、「豊かさ」は時代によって価値観が違う。だから「豊かな」より「時代に沿った」としたい。 ○福祉の向上、生活の質の向上をはかる。 ○ここではカラーを出す必要はないのでは。シンプルに。 ○自助と共助を明確に。 ○「少子高齢化」や「温暖化」などは今の話。今後どうなるか分からず、そういう言葉を入れると条例自体が陳腐化する。時代で変化しない言葉を。
-------	--

（目的）

第〇〇条 この条例は、広陵町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民及び町のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上と充実を図ることを目的とする。

■定義

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">○「町」は議会、行政などすべてを指す。「執行機関」は町長部局や教育委員会、農業委員会などを指す。「町長」は町長部局のみを指す（法律で規定）。○町民は、在住・在勤・在学のほかふるさと納税寄付者、NPO団体やボランティアなども含む。○区や自治会の「基礎的コミュニティ」や小学校区単位の「地域自治協議会」については、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。
-------	---

（定義）

第△△条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 行政 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいう。
- (5) 協働 町民、町議会及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。
- (6) まちづくり 時代に沿った住みよい地域社会をつくるための取組をいう。

■基本理念

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">○次世代に引き継ぐ、持続可能な、他圏域との交流・連携○市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくり○だんじり、祭り、讃岐神社などをアピールするため、伝統行事を大切にす。先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境○防災に関する記載（安全・安心のまちづくり）○情報共有できていない課題があることについては、情報公開や住民自治の定義に関係があり、「協働・参画ブロック」が担っているので、情報共有したい。
-------	--

（基本理念）

第〇〇条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。

- (1) 町民一人ひとりの基本的な権利が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、行政が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民と町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合うまちをつくること。

■基本原則

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none">○情報共有の原則（情報公開は情報共有に包含）○参加と参画については「参画」、協力と協働については「協働」○縦割り行政の解消（行政経営の「町政運営の原則」で言及）○人権の尊重（基本理念か？）○他自治体の条文例を組み合わせて作成
-----------------------	--

（基本原則）

第△△条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進する。

- (1) 参画と協働の原則 町民は自治の主体として、町政に参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては、町民、町議会及び町が協働して取り組むこと。
- (2) 補完性の原則 まちづくりの決定はより身近なところから協議や実践を行い、それぞれの適切な役割分担により、補完すること。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町と町民は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たすこと。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた健全な行政経営を行うとともに、地域の特性と自主性を尊重した住民自治を推進すること。
- (5) 環境保全の原則 先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然等の環境を次世代に残せるよう、持続発展可能な循環型のまちづくりを推進すること。
- (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めること。

大項目：条例

■位置づけ、体系化

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none">○憲法は最高法規。それに基づいてこの条例は最高規範性を明示する必要性がある。○大和郡山市のように「他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。」は必要と思う。
-----------------------	---

(条例の位置付け)

第〇〇条 この条例は、広陵町における自治の**基本規範（最高規範）**であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければならない。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

■見直し、運用・第三者機関

審 議 会 意 見	<ul style="list-style-type: none">○八尾市のように定期的な見直しの規定を入れる。○町民全体（パブリックコメント）のほか、審議会による第三者機関を設置し、意見を聴取する必要がある。○点検、評価の文言を入れる。
-----------------------	--

(条例の見直し)

第〇〇条 町は、この条例を適切に運用するとともに、社会情勢の変化等に応じ、適切な時期に検討を行うものとする。

2 町は前項の規定による検討を行うに当たっては、町民の意見を聞くとともに、これを反映させなければならない。

3 町は前2項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(運用)

第△△条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、広陵町自治基本条例（仮称）推進審議会（以下、「推進審議会」という。）を設置する。

2 推進審議会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができる。

3 前2項に規定するもののほか、推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。